

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月三十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十五号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第十八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第四条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。